

軽症高額特例について

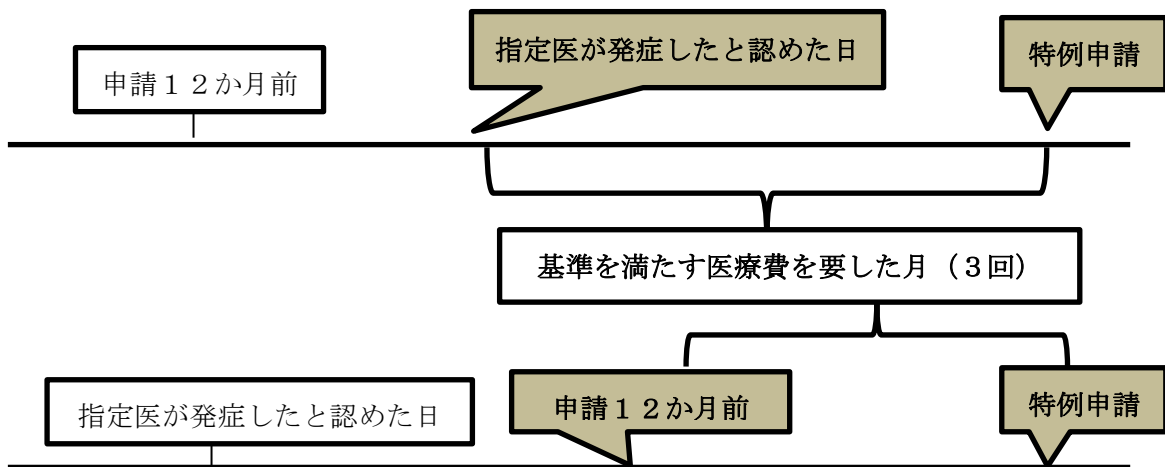
軽症高額特例は、「指定難病にかかっていることは確認できるものの、病状の程度により支給認定を受けられなかった」方のために、平成27年1月からの新制度より設けられました。特例申請が承認されると、通常の承認者と同じように医療費助成を受けることができます。

(1) 対象者

指定難病審査会にて、「病状の程度が特定医療費の対象となる程度でない」(診断基準は満たしているが、重症度の基準を満たしていない)との理由で認定されなかった方のうち、軽症高額特例申請日までの期間(※1)に、指定難病及び指定難病に付随して発生する傷病に関する医療費で、医療費総額(10割分)が、1月あたり33,330円を超えている月が3か月以上ある方。

※1 軽症高額特例申請日までの期間とは...

「軽症高額特例の申請のあった日の属する月から12か月前の月」と「指定難病を発症したと難病指定医が認めた月(診断書に記載された月)」とを比較し、後の月から特例申請日までの期間を指します。



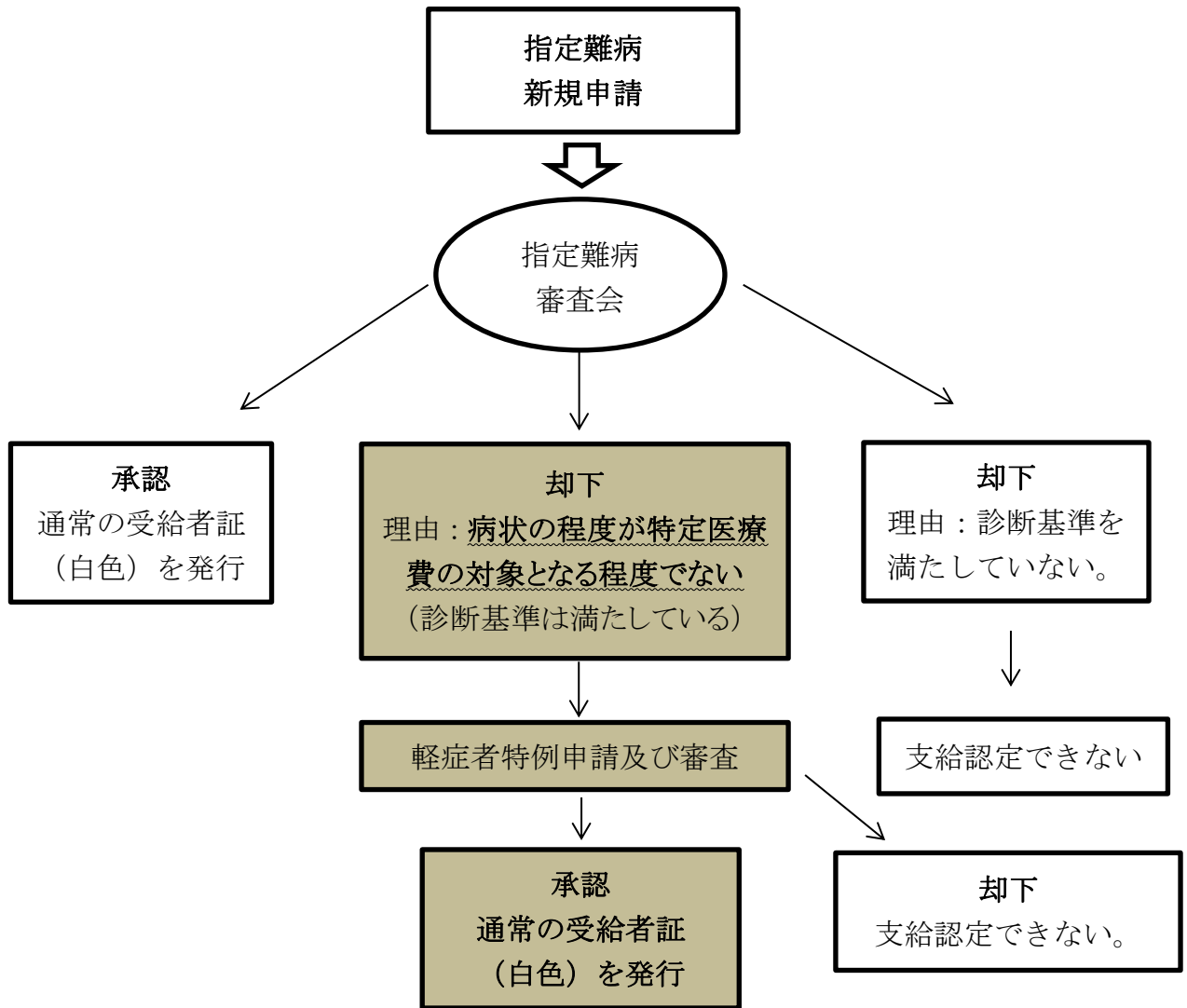
※2 医療費総額には、入院時の食事療養費・生活療養費は含みません。

(なお、特定医療費の支給対象となる介護保険サービスに要する費用は含む)

(2) 軽症高額特例用の受給者証の取扱いについて

- ・特例が承認された場合は、軽症者特例であることが明記された受給者証が交付されます。取扱いについては通常の認定者と同様で、医療費助成も同様に受けることができます。
- ・特例申請は、新規申請時に同時に行うこともできます。なお、特例認定後の受給者証の有効期間の開始日は、特例申請日から(新規申請と同時申請の場合は新規申請日から)となります。

(3) 特例申請の流れ



(4) 申請時に必要な書類

- ① 特定医療費（指定難病）支給認定申請書 *保健所に様式があります。
- ② 医療費申告書（3か月分）
- ③ 医療機関、薬局、訪問看護ステーション発行の領収書（該当する3か月分）
- ④ 世帯全員分の住民票
- ⑤ 健康保険証の写し
- ⑥ 保険者照会の同意書 *保健所に様式があります。また、保険の種類によっては不要です。
- ⑦ 臨床調査個人票（難病指定医が記載。ただし、却下通知文を受け取って概ね12か月以内に特例申請を行う場合は、当該却下通知文を代わりとして申請可能。）